

俸給月額が減額されたことがある場合の特例

基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定以外の理由（降格、俸給表間異動等）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、減額前の俸給月額（当該理由による減額がなかったものとした場合の俸給月額のうち最も多いもの。特定減額前俸給月額。）が退職日俸給月額よりも多いときは、以下の退職手当の基本額の計算方法の特例を適用。

＜俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の特例＞

退職手当の基本額＝

$$\text{特定減額前俸給月額} \times \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率} \times \text{調整率} + \text{退職日俸給月額} \times (\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率} - \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}) \times \text{調整率}$$

- (注1) 基礎在職期間は、退職手当の支給の基礎とすべき採用から退職までの期間を示す。
- (注2) 定年前早期退職特例措置の対象者は、「特定減額前俸給月額」と「退職日俸給月額」の両方が割増の対象となる。
- (注3) 令和5年4月1日以降、管理監督職勤務上限年齢による降任に伴い降給した場合や、引上げ前の定年以後、給与水準が7割となる場合も、この特例の対象となる。